

令和7年度

朝倉市教育施策要綱

朝倉市教育委員会

令和7年度 朝倉市教育施策要綱

朝倉市教育委員会

現代社会は、地球規模の課題や国内における少子高齢化による労働人口の減少、生成AIを始めとした人工知能の急速な進化など、将来の予測が困難なVUCA（「Volatility：変動性」、「Uncertainty：不確実性」、「Complexity：複雑性」、「Ambiguity：曖昧性」の4つの単語の頭文字をとった造語）の時代ともいえます。

このような時代において、未来に向けて自らが社会の創り手となり、持続可能な社会を維持・発展させていく人材を育成することは急務です。

本市では、「人、自然、歴史が織りなす水ひかる朝倉」を総合基本計画の基本構想として様々な地域振興を行っています。このような地域振興を取り入れた教育活動を進めることは、子どもが人とのつながりや利他性を自覚したり、社会貢献意識を高めたりするとともに、郷土を愛する心を育てたり、将来に夢や希望の持てる持続可能な社会を創造していくことができると考えられます。

学校教育では、持続可能な社会の創り手となるよう主体的に参画できる子どもの育成を目指していきます。そのために、基礎的な「知識及び技能」を習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な「思考力、判断力、表現力等」の力を育み、主体的に学習に取り組む「学びに向かう力、人間性等」を養う教育を実現します。また、学校と家庭・地域が連携・協働しながら地域の教育力を向上することで、「地域とともにある学校」づくりを進めます。

生涯学習は、市民一人ひとりが生涯にわたり能動的に学び続け、その成果を活かした活動を通して自己実現を図ることを目指しています。「社会教育」が果たすべき普遍的な役割に加え、時代の変化に柔軟に対応できる“人づくり”、“地域づくり”という観点からも、多様な学習機会を充実させていきます。

また、スポーツ活動の活性化により広く市民がスポーツの恩恵を享受でき、読書活動の推進により多くの市民が心豊かな生活を送ることができるよう施策を進めています。

文化の面では、個性豊かな市民文化の継承と更なる深化による文化の薫り高く郷土愛あふれる地域づくりを目指します。そのために、多様な文化芸術を身近なものにするための機会や、歴史文化遺産や伝統等に身近に触れ合う機会を充実し、ふるさとの新たな魅力を生み出し、歴史や文化への関心を高めることで、郷土愛の醸成を図っていきます。

朝倉市教育委員会では、「ふるさと朝倉を愛し、社会に貢献できる」子どもの育成を図り、「誰もがいつでも参加し学ぶことができ、豊かで成熟した郷土愛あふれる地域づくり」を目指した魅力あるまち『朝倉市』を築いていきたいと考えています。そして、国や県の教育改革や社会教育の潮流を積極的に受け止めながら、「地域に根ざした教育」をさらに発展させていきたいと考えます。

このような認識のもと、本市の教育の充実・発展を期して教育大綱（R5～R8）を策定しました。そして、教育大綱で示した目標の実現に向け、ここに令和7年度「朝倉市教育施策要綱」を定めます。

I 学校教育

学校教育目標 主要課題と評価指標(令和5年度～令和8年度)		R7年度 到達目標	主な事業	点検項目	
ふるさと朝倉を愛し、社会に貢献できる子どもの育成	確かに学力	(1)主体的・対話的で深い学びに向けた授業改善 (2)学習習慣の育成 (3)キャリア教育の推進	全国・県学力調査等における各教科の県平均以上の児童・生徒5割以上	・学力向上推進事業(各中学校区) ・学力調査実施事業 ・ALT、JTEの派遣事業 (・英語スピーチコンテスト事業) ・英語力向上プロジェクト ・生きる力育成推進事業	「自己の学びを調整する力」を育成するため個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を図る授業改善
	指標	(1)課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んでいると思う児童・生徒の割合(77%) (2)家で自分で計画を立て勉強している児童・生徒の割合(60%) (3)将来の夢や目標を持っている児童・生徒の割合(77%)		効果のある家庭学習の構築と「家庭学習の手引き」の各家庭への繰り返し周知 子どもが将来に夢や目標を持つことができるよう、「道徳科」「特別活動」「総合的な学習の時間」を中心とした体系的なキャリア教育の実施	
	豊かな心	(1)自己肯定感が高まる体験活動の推進 (2)自他のよさを認め合う子どもの育成 (3)いじめ、不登校の未然防止・早期対応	自分に良いところがあると思う児童・生徒の割合8割以上	・道徳性検査実施事業 ・生きる力育成事業 ・いじめ問題対策事業 ・不登校対策支援会議 ・人権・同和教育研修会事業 ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の配置事業	生徒会・児童会や各学級において、課題解決を目指したルール作りや計画、実践、見直し等の自治的活動の実施
	指標	(1)人の役に立つ人間になりたいと思う児童・生徒の割合(96%) (2)自分によいところがあると思う児童・生徒の割合(78%) (3)不登校出現率(2.3%)	新規の不登校児童・生徒の出現数を前年比8割以下		自他の良さ、夢や希望に対する努力、取組の過程を互いに認めていく、支持的風土づくりの推進
	健やかな体	(1)主体的に運動に取り組む子どもの育成 (2)基本的な生活習慣の徹底 (3)健康教育の推進	運動が楽しい児童・生徒9割以上	・スポーツ推進委員の派遣事業 ・生きる力育成事業 ・チャレンジ記録の認定事業 ・クラブ、部活動支援事業 ・歯と口の健康推進事業	目的意識を持って主体的に運動に取り組む子どもを育てるための体育・保健体育授業の充実・改善
	指標	(1)体力・運動能力向上の目標を立てて運動に取り組んでいる児童・生徒の割合(74%) (2)毎日、同じくらいの時間に寝ている児童・生徒の割合(80%)起きている児童・生徒の割合(92%) (3)児童・生徒の朝食摂取率(91%)	情報通信機器(携帯電話等)やテレビ、ゲームなどに関する使用時間の約束が守れている児童・生徒の割合7割以上		PTAと連携した「基本的生活習慣の徹底」に取り組む時間を年2回以上の実施 食生活の大切さを考える朝の会や帰りの会等での話や授業および保護者への広報の実施
開かれた学校		(1)地域とともにある学校づくりの推進 (2)郷土に愛着と誇りを持った子どもの育成	市内のイベントや地域行事などに参加した児童・生徒の割合6割以上	・市ホームページへの学校情報の掲載 ・関係機関等との協力体制の強化 ・定例校長会の開催 ・学校不祥事防止対策事業 ・郷土愛育成プロジェクト ・「わたしたちの朝倉」「ふるさと人物誌」の活用推進	地域情報の収集と児童・生徒への周知及び地域行事参加の推奨 (国際理解教育等を通して)我が国(郷土)の文化を振り返り、その良さに気付かせる学習活動(ふるさと教育)の推進 不祥事防止のための定期的な職員研修及び、実効性のある危機管理マニュアルの繰り返し周知
	指標	(1)学校運営協議会を年3回実施した学校の割合(100%) (2)地域や社会をよくするために何をすべきかを考えている児童・生徒の割合(55%)			
	教育環境の充実	(1)安心・安全な教育施設等の整備 (2)働き方改革の推進	通学路・学校施設の安全管理に起因する児童・生徒が係わる事故等の件数0件	・学力向上推進事業(各中学校区) ・各種研究会等への支援 ・特色ある学校づくり研究指定事業 ・学校施設の整備事業 ・小規模校振興プロジェクト	複数の教職員で児童生徒を支援できる教育体制の推進(小学校での交換授業・中学校でのTT授業等) 学校施設の定期的な点検及び地域と連携した通学路点検の月1回の実施 月2回以上の定期的な定時退校日の実施と中学校における「朝倉市部活動指針」に基づく活動の徹底
朝倉市教育支援センター		(1)教職員の資質向上に向けた支援の充実 (2)不登校復帰や改善に向けた支援の充実	学校による教育支援センター研修満足度3.5以上(4段階)	・委託研事業(教育研究・調査研究) ・教育講演会 ・職歴に応じた研修事業 ・職務に応じた研修事業 ・適応指導教室事業(ステップ出席日数増あるいは学校への登校日数増)5割以上	「教員育成指標」に基づいた研修の実施及び朝倉市の教育課題に対応した研修の改善
	指標	(1)教育支援センターの研修に対する受講者満足度(100%) (2)卒業後の進路が決定した適応指導教室の生徒の割合(100%)	適応指導教室入級児童・生徒の改善率(ステップ出席日数増あるいは学校への登校日数増)5割以上		委託研等を通じた「学校が活用できる成果物」の作成
	教育支援				定期的な学校支援チーム会議の実施と各学校との情報交換を月1回以上実施

学校教育の施策

学校教育では、目まぐるしく変化していく社会の中で、子どもの様々な個性を伸ばすとともに、将来に夢や希望の持てる持続可能な社会の創り手となるため、未来を切り開くための資質・能力を確実に育成していく必要があります。

このため、「何のために学ぶのか」という学習の意義を常に意識させながら、基礎的な「知識及び技能」を習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な「思考力、判断力、表現力等」の力を育み、主体的に学習に取り組む「学びに向かう力、人間性等」を養う教育を実現したいと考えています。

そして、その実現に向けて、学び方を含めた『確かな学力』や他者と協働するための『豊かな心』、たくましく生きていくための『健やかな体』、地域のよりよい発展を目指す人材を育成するための『開かれた学校』づくりを推進し、主要課題に対する具体的な方策に取り組んでいきます。

1 確かな学力

(1) 主体的・対話的で深い学びに向けた授業改善

- 中長期的スパンで資質・能力を育成することができる、単元構成の工夫を推進します。
- 「自己の学びを調整する力」を育成するため個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を図る授業改善の推進をします。

(2) 学習習慣の育成

- 効果のある家庭学習の構築と「家庭学習の手引き」の各家庭への繰り返し周知を推進します。
- 子どもが、主体的・計画的に取り組む家庭学習の推進をします。

(3) キャリア教育の推進

- 子どもが将来に夢や目標を持つことができるよう、「道徳科」「特別活動」「総合的な学習の時間」を中心とした体系的なキャリア教育の実施をさせます。
- キャリアパスポートを活用し9年間を見据えた、小中学校で連携したキャリア教育の取組を推進します。

2 豊かな心

(1) 自己肯定感が高まる体験活動の推進

- 各学級や児童会・生徒会での自らの課題解決を目指した自治的な話し合い活動や様々な行事に対する計画、実践、見直し（振り返り）の取組を推進します。

(2) 自他のよさを認め合う子どもの育成

- 自他の良さ、夢や希望に対する努力、取組の過程を互いに認めていく、支持的風土づくりの推進をします。

○子どもの人権感覚を育成するため、教職員の人権感覚を磨くための取組を推進します。

(3) いじめ、不登校の未然防止・早期対応

○いじめはどこの学校にも起こりえるものとして捉え、いじめアンケートや一人一台端末を活用した早期発見、子ども一人ひとりの心や体の変化に応じた早期解決に向けた組織的な取組の推進を図ります。

○校内適応指導教室での学習支援の充実を行い、タブレットを活用しながら学びたい、友達と触れ合いたい、安心して学校で過ごしたいといった、子どもの居場所づくりに取り組みます。

3 健やかな体

(1) 主体的に運動に取り組む子どもの育成

○子どもが運動することの楽しさを実感できるような日常的な体験活動の推進をします。

○目的意識を持って主体的に運動に取り組む子どもを育てるための体育・保健体育授業の充実・改善を推進します。

(2) 基本的な生活習慣の徹底

○定期的にPTAと連携した取組を行うなど、規則正しい生活習慣づくりの徹底を推進します。

○情報通信機器の利用に関する約束が遵守できるよう学校と家庭との連携を進めるとともに、児童会・生徒会の取組を推進します。

(3) 健康教育の推進

○食の大切さを考えることができるよう、子どもに対して意図的・計画的に食に関する話題の提供や保護者への広報を推進します。

○感染症予防に対する意識を高めるために、手洗い・うがい・窓開け指導を推進します。

4 開かれた学校

(1) 地域とともにある学校づくりの推進

○学校行事や中学校部活動の日程調整を行うなど、子どもが地域行事へ積極的に参加できる体制づくりに努めます。

○不祥事防止のための定期的な職員研修及び、実効性のある危機管理マニュアルの繰返し周知をします。

(2) 郷土に愛着と誇りを持った子どもの育成

- 国際理解教育等を通して我が国（郷土）の文化を振り返り、その良さに気付かせる学習活動の推進をします。（ふるさと教育）
- 子どもが地域のよさを再発見できるように、地域のひと・もの・ことを活用した体験的な活動を充実させます。

5 教育環境の充実

（1）安心・安全な教育施設等の整備

- 複数の教職員で児童生徒を支援できる教育体制の推進をします。（小学校での交換授業・中学校での TT 授業等）
- 定期的な学校施設や運動器具等（設置や固定状況の確認を含む）の点検を行うなど、安心・安全な教育環境の整備に努めます。
- P T A と連携して児童生徒の登下校の状況把握や通学路の定期的な安全点検、安全確保のための体制づくりを推進します。

（2）働き方改革の推進

- 教職員が子どもと向き合う時間を十分確保するための業務改善及び中学校での部活動改革を推進します。
- 風通しの良い、働きがいのある職場環境づくりを推進します。

6 教育支援

（1）教職員の資質向上に向けた支援の充実

- 「教員育成指標」に基づいた研修を実施するとともに、教育界の動向や朝倉市の現状を把握し、教職員の資質の向上に向けた研修の改善に努めます。
- 委託研究等を通して教育活動に役立つ手引きや実効性のある危機管理マニュアルを作成するとともに、成果物の普及・活用に努めます。

（2）不登校復帰や改善に向けた支援の充実

- 定期的な学校支援チーム会議を実施し市内全校に共有できる汎用性のある具体的方策について協議するとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を活用した教育相談機能の充実に努めさせます。
- 不登校兆候の児童生徒への対応にも重点を置くとともに、不登校からの復帰・改善を含めた社会的自立を目指し、各学校と適応指導教室との連携を推進します。

II 生涯学習・スポーツ・文化

目標

主要課題と評価指標（令和5年度～令和8年度）

生涯学習の推進	(1) 生涯学習機会の充実 ①地域・学校・関連団体との連携 ②コミュニティセンター等を拠点とした社会教育事業の推進 (2) 生涯学習支援の充実 ①学習機会の拡充 ②学習活動の支援 ③学習情報の提供
	指標 生涯学習の機会が十分にあると思う市民の割合 56%
	目標 市主催の生涯学習講座参加者数 1,700人、自主学習団体登録数 180団体

7年度到達目標

生涯学習を習慣化している（趣味も含む）市民の割合 38%	社会教育関係指導者活用事業	1人あたり年間活動日数
	学社連携・融合推進事業	補助申請中学校区割合
	社会教育委員活動支援事業	会議開催回数、研修が役に立ったと思う参加者割合
	お茶の間学習ネットワーク事業	お茶の間学習ネットワーク事業学習者数
	生涯学習推進事業	自主学習団体登録数

点検項目

誰もがいつでも参加し学ぶことができ、豊かで成熟した郷土愛あふれる地域づくり

スポーツの推進	(1) スポーツ施設の活動環境の充実 ①社会体育施設の整備充実、②指定管理者制度の活用による施設の有効利用促進 (2) 健康増進、市民相互交流の促進 ①ニュースポーツの普及・スポーツイベントの開催促進 (3) 活動組織・団体の育成 ①体育協会やスポーツ少年団などのスポーツ関係団体の育成
	指標 スポーツの機会が十分にあると思う市民の割合 53%
	目標 スポーツ指導者登録数 240人、スポーツ施設利用者数 200,000人

スポーツを習慣化している市民の割合 33%	体育施設管理運営事業、ふれあい市民の広場管理運営事業、武道館管理運営事業	利用申請受付件数・施設の稼働率
	B & G 海洋センター管理運営事業	年間利用者数
	スポーツ推進委員支援事業	出前講座等、地域での活動回数
	市民スポーツ大会開催事業	市民スポーツ大会の開催回数、参加人数
	体育協会支援事業	体育協会主催等の大会数、大会への参加人数
	スポーツ少年団支援事業	スポーツ少年団団員数、スポーツ少年団指導者数

読書活動の推進	(1) 各種機関と連携した読書推進事業の充実 ①各講座等図書館事業の充実、②関係機関・団体との連携と活動の支援 ③「朝倉市子どもの読書活動推進計画（第4次）」の推進 ④ブックスタート事業の推進とボランティアの育成 (2) 市民のニーズに応じた図書館資料の整備 ①図書館の利便性向上と危機管理への取組 ②図書館システムの整備・活用、③多様な利用者に対応した資料の収集・整備 ④電子図書館の整備・利用促進、⑤貴重資料、地域資料の収集と保存整備 ⑥レファレンスやリクエストサービスの充実と図書館間の連携 (3) 巡回文庫や移動図書館を活用した読書環境の整備 ①巡回文庫事業の推進、②移動図書館事業の推進
	指標 読書に親しんでいる市民割合 14%
	目標

市民1人あたりの貸出冊数（電子図書館分を含む） 7冊	図書館管理運営事業	開館日数、一日平均利用者数（電子図書館分を除く）
	図書館資料整備事業	年間レファレンス数
	移動図書館事業	年間資料購入数（電子図書館分を含む）
	巡回文庫事業	年間貸出冊数（電子図書館分を含む）
	図書館読書推進事業	人口1人あたりの貸出冊数（電子図書館分を含む）
	ブックスタート事業	年間巡回箇所数、年間貸出冊数、年間巡回延べ回数

文化芸術活動の推進	(1) 文化芸術の振興と活動支援 ①美術展・文化趣味講座・コンサート等開催事業 ②活動組織、団体の育成ならびに子どもの文化、芸術活動の促進 ③文化ホール等の有効活用、④姉妹都市高鍋文化交流 (2) 文化施設の整備と利用促進 ①総合市民センター及び朝倉・杷木地域生涯学習センター施設の維持管理 ②総合市民センター及び朝倉・杷木地域生涯学習センター施設の維持補修
	指標 文化芸術を鑑賞または活動する機会が十分にあると思う市民の割合 53%以上
	目標 文化芸術活動への参加者数 5,500人、文化施設の利用者数 220,000人

芸術・文化活動について鑑賞又は活動をしている市民の割合 42%	美術展事業	美術展出品者数、美術展来場者数
	文化趣味講座開催事業	参加人数、平均満足度
	コンサート等開催事業	参加人数、平均定員充足率
	文化団体連合会補助事業	事業参加者数、実施事業数
	甘木盆俄保存育成補助事業	公演参加者数（出演者）、公演入場者数
	自主文化協会補助事業	入場券販売率、平均定員充足率
	総合市民センター、朝倉・杷木地域生涯学習センター管理運営事業	施設利用者数、施設の不具合件数
	市民センター施設補修事業	施設の修繕工事件数
	姉妹都市高鍋文化交流事業	交流事業参加者数、美術作品交流事業参加者数

文化財の保存と活用	(1) 文化財の確実な継承 ①指定文化財等保存管理、②埋蔵文化財調査、③秋月伝統的建造物群保存事業 ④甘木歴史資料館及び朝倉市秋月博物館の所蔵資料の充実研究 (2) 文化財の整備と活用 ①朝倉市平塚川添遺跡公園管理活用、②甘木歴史資料館管理活用 ③朝倉市秋月博物館管理活用、④歴史・文化の普及啓発
	指標 指定文化財のき損、滅失、亡失、盗難件数 0件
	目標 市民が知っている市内の有形・無形文化財数 3個

文化財啓発イベント数 40回	指定文化財等保存管理事業	指定文化財数
	歴史・文化普及啓発事業	啓発イベント参加人数
	朝倉市文化財保存活用地域計画推進	
	埋蔵文化財調査事業	予備調査完了面積
	秋月伝統的建造物群保存事業	特定物件数
	朝倉市平塚川添遺跡公園管理活用事業	活用事業件数、活用事業参加者数
	甘木歴史資料館管理活用事業	入館者数、所蔵資料件数
	朝倉市秋月博物館管理活用事業	入館者数

生涯学習・スポーツ・文化の施策

生涯学習は、人々が自己の充実・啓発や生活の向上のために、自発的意図に基づいて生涯を通じて行う学習であり、自己実現への学びはもとより、急速に進展し続ける社会に対応するための学びに対する期待も大きくなっていることから、施策の推進のためにはその学びの機会を充実させる必要があります。また、心身ともに豊かな市民や成熟した地域を創造するためには、誰もが気軽に参加でき楽しむことができる多様なスポーツの推進や、いつでもどこでも親しむことができる読書環境の整備と読書推進活動の取組も必要です。

文化については、豊かな人間性をはぐくみ、人生に生きがいや活力を与える重要なことで、その振興にあたっては、自主性や創造性を尊重しながら、文化芸術を市民の身近なものにするための機会を充実させる必要があります。また、朝倉市の豊かな自然環境と長い歴史の中で培われてきた多くの歴史文化遺産や伝統を受け継ぎ、確実に後世に伝えていくことが必要です。ふるさとの歴史や文化に触れあう機会を充実させ、郷土愛を醸成する取組が必要となります。

そこで朝倉市では、生涯学習・スポーツ・文化について「誰もがいつでも参加し学ぶことができ、豊かで成熟した郷土愛あふれる地域づくり」のために、基本目標を設けそれに向けた施策に取り組みます。

また、情報発信を強化するとともに、生涯学習・スポーツ・文化の各部門が積極的に連携することで、施策の総合的かつ一層の推進を目指します。

1 生涯学習の推進

(1) 生涯学習機会の充実

① 地域・学校・関連団体との連携

○生涯学習施策を推進するため、地域コミュニティ、学校、関連団体、住民ボランティア等との連携を図ります。

また、地域住民等の参画を得て放課後活動事業等を行うことで、郷土愛を育み、児童の学力向上と生きる力の育成を図ります。

② コミュニティセンター等を拠点とした社会教育事業の推進

○コミュニティセンター等を情報発信や学びの拠点として、有効に活用することにより、誰もが生涯を通して学び続けることができる学習環境の充実強化を図ります。

○eスポーツを活用した世代間交流及び地域間交流を促進します。

(2) 生涯学習支援の充実

① 学習機会の拡充

○市民講座や各種講座・学級を幅広く開設し、趣味や教養に限らず、暮らしをより

豊かにするための学習機会の充実を図ります。

- 家庭における教育力の向上を図るため、家庭教育講座や体験講座の充実を図ります。

② 学習活動の支援

- お茶の間学習学びの発表会については、自主的な企画・運営により実施されるよう関係団体との調整に努めます。
- 生涯学習指導者関係の人材情報の充実及び一元管理に努め、指導者情報を提供します。
- お茶の間学習ネットワーク事業を通じて、生涯学習指導者の発掘や育成を図ります。
- 学社連携・融合推進事業等を通じて、子どもたちに様々な体験活動の場を提供し、自ら学び、自ら考え、行動できる心豊かな人間性など、「生きる力」の育成を図ります。
- 地域コミュニティにおける生涯学習関連講座等の支援に努めるとともに、人材や学習プログラムの調整機能の強化を図ります。
- 地域活動指導員及び社会教育指導員による地域への指導・支援を行います。

③ 学習情報の提供

- 各種講座の内容を充実し、ホームページ等による情報提供に努めます。
- 多様な市民ニーズに応えるために、出前講座の充実を図ります。

2 スポーツの推進

(1) スポーツ施設の活動環境の充実

① 社会体育施設の整備充実

- 市民のスポーツ活動の実態とニーズに応じた施設の適切な維持管理と有効利用を図り、安心して気軽にスポーツを楽しむことができるよう環境整備に努めます。

② 指定管理者制度の活用による施設の有効利用促進

- 社会体育施設の管理に指定管理者制度を導入することで、民間のノウハウを活用し、利用者ニーズに基づくサービスの向上と経費節減などを図ります。制度の未導入施設については、引き続き最も有効な施設の維持管理の方法を検討していきます。

(2) 健康増進・市民相互交流の促進

① ニュースポーツの普及・スポーツイベントの開催促進

- 市民のだれもがいつでも気軽にスポーツに親しむことができ、健康で活力のある生活を確立するために、ニュースポーツの出前講座を開催し、あらゆる世代が

楽しむことができるスポーツの普及を図ります。また、様々なスポーツイベントを開催し、市民の健康増進及び体力づくりの推進に努めます。

○アビスパ福岡、福岡ギラソール及びルリーロ福岡とのフレンドリータウン協定に基づくイベントを開催し、市民のスポーツへの関心を高めます。

(3) 活動組織・関係団体の育成

① 体育協会及びスポーツ少年団などのスポーツ関係団体の育成

○あらゆる年齢層の市民が個々の体力や目的に応じてスポーツに取り組むことができるよう、体育協会及びスポーツ少年団などのスポーツ関係団体への支援と組織強化を図ります。

○各団体の指導者を対象とした講習会等を実施することにより、指導技術の向上を図ります。

○高鍋町スポーツ少年団との交流事業を実施します。

○中学校部活動の地域移行に伴う支援を行います。

3 読書活動の推進

(1) 各種機関と連携した読書推進事業の充実

① 各種講座等図書館事業の充実

○歴史・文学講座、子どもの読書講座、おはなし会等を開催し、読書活動の普及啓発を行います。

② 関係機関・団体との連携と活動の支援

○行政機関や地域・学校・読書ボランティア団体等の関係機関と連携を図り、読書環境づくりを推進します。

③ 「朝倉市子どもの読書活動推進計画（第4次）」の推進

○「朝倉市子どもの読書活動推進計画（第4次）」に基づき、子どもの読書活動を推進する環境整備を図ります。

④ ブックスタート事業の推進とボランティアの育成

○絵本を通して親子の触れ合いを深めるために、ブックスタート事業及びブックスタートフォローアップ事業を推進します。そのためのボランティアの育成とスキルアップを行います。

(2) 市民のニーズに応じた図書館資料の整備

① 図書館の利便性向上と危機管理への取組

○中央館・あさくら館・はき館の休館日が重ならないようにして開館し、利用者の利便性向上を図ります。

○祝日開館を継続することにより、家族で読書に親しむ環境をつくります。

○図書館の危機管理を行い、利用者が安心して利用できる環境を整えます。

② 図書館システムの整備・活用

○図書館システムを整備し、図書館業務の円滑な運営を図ります。

○情報誌やインターネットを活用した、図書館情報提供サービスを行います。

③ 多様な利用者に対応した資料の収集・整備

○地域の課題解決を支援する資料や多様な利用者に対応した資料の収集・提供サービスを行います。

④ 電子図書館の整備・利用促進

○いつでもどこでも本を借りることができる電子図書館の利用を促進します。

○収蔵庫の必要がない電子図書館を有効に活用して、図書館資料の整備・保存を行います。

○電子書籍のタイトル数を増やし内容の充実を図るとともに、電子図書館の利用促進を図るため、多様な手段で広報活動を行います。

⑤ 貴重資料、地域資料の収集と保存整備

○地域に関わりのある資料の収集を行います。また、貴重資料を長期的に保存するために、デジタル化や補修を行います。

⑥ レファレンスやリクエストサービスの充実と図書館間の連携

○レファレンス（調査支援、学習支援）やリクエスト（予約）サービスの充実を図ります。また図書館間の相互貸借、相互利用、情報の共有化により、資料提供サービスの充実を図ります。

(3) 巡回文庫や移動図書館を活用した読書環境の整備

① 巡回文庫事業の推進

○身近に本と親しんでもらうために、定期的にコミュニティ施設や高齢者施設を巡回し、図書の団体貸出を行います。

○市内の小・中学校へ定期的に巡回し、図書の団体貸出を行うことにより、学校教育への協力と支援を行います。

② 移動図書館事業の推進

○子どもたちが身近に本と触れ合えるように、移動図書館「おひさま号」を運行して、市内の保育園(所)・幼稚園・認定こども園を巡回し、図書の貸出を行います。

4 文化芸術活動の推進

(1) 文化芸術の振興と活動支援

- ① 美術展・文化趣味講座・コンサート等開催事業
 - 市民が優れた文化芸術にふれる機会や自ら創作活動に取り組む機会を提供するため、美術展や文化趣味講座等の事業を実施します。また、従来の市民鑑賞型から市民参加型へ移行する事業の開催を検討します。
- ② 活動組織、団体の育成及び子どもの文化、芸術活動の促進
 - 文化芸術活動団体、グループ等の主体的な活動や各地区に伝わる伝統芸能の保存・継承活動の推進と後継者の育成を支援します。また、文化団体との共催による小中学生伝統芸能体験講座等を開催し、親子で文化芸術の鑑賞や体験活動ができるよう支援します。
- ③ 文化ホール等の有効活用
 - 文化ホール活用と文化芸術の鑑賞機会の充実を図るため、自主文化事業協会との共催による市民のニーズに合った催し物を開催します。
- ④ 姉妹都市高鍋文化交流
 - 令和7年度は文化芸能交流事業として高鍋町の各種団体を迎えて、文化交流事業を実施します。また、毎年実施している美術作品交流については、朝倉市から高鍋町の美術展に作品が出品されます。

(2) 文化施設の整備と利用促進

- ① 総合市民センター及び朝倉・杷木地域生涯学習センター施設の維持管理
 - 環境測定・清掃、エレベーター等の機器点検、冷暖房操作、舞台技術、舞台装置点検などを専門業者に業務委託し、施設の保全に努めます。
- ② 総合市民センター及び朝倉・杷木地域生涯学習センター施設の維持補修
 - 利用者の安全を最優先に、施設の改修等を計画的に継続して行います。

5 文化財の保存と活用

(1) 文化財の確実な継承

- ① 指定文化財等保存管理
 - 指定文化財保全を目的とした整備や防災対策、周辺の環境整備を行います。
 - 朝倉市固有の伝統行事や祭り等の保存継承のため、地域伝統文化の周知や調査・研究を行うほか、保存継承活動を支援します。
- ② 埋蔵文化財調査
 - 埋蔵文化財保護のため、開発行為等の調整を行い、必要な発掘調査を実施します。あわせて、実施した調査成果について、計画的に整理報告を行います。

③ 秋月伝統的建造物群保存事業

○秋月地区の自然と風土、歴史的風致を市民共有の財産として保存活用するとともに、生活環境の向上と文化的環境の維持を図ります。

④ 甘木歴史資料館及び朝倉市秋月博物館の所蔵資料の充実研究

○資料館・博物館の本質的な意義としての資料の収集保管及び調査研究と体制の充実を進めます。

(2) 文化財の整備と活用

① 朝倉市平塚川添遺跡公園管理活用

○歴史公園としての体験学習や復元景観に基づく環境学習ができるよう環境整備・維持管理に努め、市内の全小学校4年生の児童を対象に開催している古代体験「あさくらこどもの日」の開催や、平塚川添遺跡公園の環境を生かした各種体験活動の充実を図ります。

○体験学習館を活用したトンボ玉講座、地域や家庭で失われつつある伝統行事、季節イベントの開催など生活文化を体感する機会を年間を通して提供し、幅広い公園活用と来館者の満足度を高めます。

② 甘木歴史資料館管理活用

○指定管理者として適切な運営管理を行い、施設の更なる利活用に努めます。また、施設の老朽化対策については、福岡県と連絡調整し効率的な維持管理を行います。

○地域に根ざした分かりやすい展示や幅広い世代を対象にした企画展等を開催し、郷土学習の場として教育普及活動を行います。

③ 朝倉市秋月博物館管理活用

○秋月郷土館から継承した歴史文化財や美術品の展示・保存を行うとともに、教育・学習の場として活用を図ります。

○市民交流棟、地域情報棟、市民交流広場、旧戸波家住宅等は、秋月を訪れた方との地域交流の場や情報発信の拠点として、無形文化財の公開、お茶会、雛人形展示等、歴史や季節を体感する催事で活用していきます。

④ 歴史・文化の普及啓発

○各種講座を実施し、市民の文化財愛護の意識高揚に努めます。

○地域の魅力の再発見と普及啓発を目的とした「あさくら検定」を実施します。

○朝倉市文化財保存活用地域計画に基づき、朝倉市の歴史文化遺産の保存と活用を計画的、総合的に推進します。

